

共立女子大学・共立女子短期大学 自己点検・評価規程

(趣旨)

第1条 この規程は、共立女子大学学則、共立女子大学大学院学則並びに共立女子短期大学学則の定めるところにより実施する自己点検・評価について、必要な事項を定めるものとする。

(目的)

第2条 この規程は、共立女子大学（研究科を含む）・共立女子短期大学（以下「本学」という）の教育・研究水準の向上を図り、その設置目的及び社会的使命を達成するため、教育・研究活動及びその管理運営等にかかる自己点検・評価の実施体制を整え、その結果を本学の充実・改善・改革に活用し、大学の健全な発展に資することを目的とする。

(構成員の基本姿勢)

第3条 研究科、学部、科、センター、大学事務部、法人事務部（以下「各部門」という）の構成員は、自己点検・評価の結果を真摯に受け止め、教育・研究及びその管理運営において、それぞれの活動の水準の向上と活性化に努めなければならない。

(委員会の設置)

第4条 前々条の目的を達成するために、本学に以下の委員会を置く。

- (1) 全学自己点検・評価委員会（以下「全学委員会」という）
- (2) 自己点検・評価実施委員会（各部門ごと）
- (3) 外部評価委員会
- (4) 学生評価委員会

(全学委員会の任務)

第5条 全学委員会は自己点検・評価の実施に必要な次の事項について審議し、学長に報告する。

- (1) 内部質保証の方針および手続の策定に関すること
- (2) 内部質保証推進のための体制および仕組みの機能向上に関すること
- (3) 自己点検・評価の基本方針に関すること
- (4) アセスメントプラン及び自己点検・評価項目に関すること
- (5) 自己点検・評価の実施および報告書の作成に関すること
- (6) 自己点検・評価の外部評価および公表に関すること
- (7) 各部門の自己点検・評価の統括および検証に関すること
- (8) 認証評価に関すること

(9) その他委員会の目的を達成するために必要な事項に関すること

(全学委員会の構成)

第6条 全学委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 副学長
- (2) 研究科長
- (3) 学部長
- (4) 科長
- (5) 全学共通教育委員会委員長
- (6) 全学教育推進機構長
- (7) 図書館長
- (8) 博物館長
- (9) 総合文化研究所長
- (10) ボランティアセンター長
- (11) 社会連携センター長
- (12) 学生相談室長
- (13) 学生部長
- (14) 事務局長
- (15) 法人事務部長
- (16) 大学事務部長
- (17) 大学企画課長
- (18) その他、委員長が必要と認めた者

2 委員長は学長が指名する副学長とする。

(全学委員会の運営)

第7条 全学委員会は、委員長が召集し、議長となる。

2 委員長に事故あるときは、予め委員長の指名した者がこれを代行する。

3 議長は、必要があると認めるときは、委員以外の者の出席を求め意見を聴くことができる。

(自己点検・評価実施委員会の任務)

第8条 自己点検・評価実施委員会は、各部門の自己点検・評価の実施に責任を持ち、次の事項について審議し、全学委員会に報告する。

- (1) 各部門の自己点検・評価に関する立案・実施
- (2) 各部門の自己点検・評価報告書の作成と全学委員会への報告
- (3) 全学的な自己点検・評価結果に基づく改善指示に関する各部門の改善活動の推進

(4) その他必要とする事項

(自己点検・評価実施委員会の構成)

第9条 自己点検・評価実施委員会は、次に掲げる者をもって構成する。

- (1) 各部門の長
- (2) 各部門の長の選出する者 若干名
- 2 委員長は前項第1号の委員がこれにあたる。

(自己点検・評価実施委員会の任期)

第10条 任期は2年とし、再任を妨げない。ただし、職位に基づいて任命される委員の任期は、当該職位の任期までとする。

2 欠員が生じた場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(外部評価委員会の任務)

第11条 外部評価委員会は、内部質保証推進状況や自己点検・評価結果、各部門における改善活動等に関して、第三者的立場から、確認、助言、評価を行い、学長に報告する。

- (1) 内部質保証推進状況の評価に関すること
- (2) 自己点検・評価結果の評価に関すること
- (3) 学生評価委員会からの評価結果に関すること
- (4) その他必要とする事項

(外部評価委員会の構成)

第12条 外部評価委員会は、学校法人共立女子学園の教職員以外の外部の有識者若干名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は学長が委嘱する。
- 3 委員長は学長が指名する。

(外部評価委員会の任期)

第13条 任期は2年とし、再任を妨げない。

2 欠員が生じた場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(学生評価委員会の任務)

第14条 学生評価委員会は、本学が提供する教育活動に関して、学生による評価を行い、改善に活用するため、次の事項について評価し、外部評価委員会に報告する。

- (1) 教育課程に関すること
- (2) 授業内容や授業方法、成績評価に関すること

- (3) 学修支援や履修指導に関する事
- (4) 入学者選抜に関する事
- (5) 施設設備に関する事
- (6) その他必要とする事項

(学生評価委員会の構成)

第15条 学生評価委員会は、本学の学生若干名の委員をもって構成する。

- 2 前項の委員は学長が委嘱する。
- 3 委員長は学長が指名する。

(学生評価委員会の任期)

第16条 任期は1年とし、再任を妨げない。

- 2 欠員が生じた場合の新任者の任期は、前任者の残任期間とする。

(事務)

第17条 全学委員会の事務は、大学企画課が行う。

- 2 自己点検・評価実施委員会の事務は、当該組織を担当する部署が行う。
- 3 外部評価委員会の事務は、大学企画課が行う。
- 4 学生評価委員会の事務は、教育学術推進課が行う。

(規程の改廃)

第18条 この規程の改廃は、常務理事会の承認を得るものとする。

附則 この規程は、2021年3月2日から施行し、「共立女子大学自己評価委員会規程」および「共立女子短期大学自己評価委員会規程」は廃止する。

附則 この規程は、2022年4月26日から施行する。

附則 この規程は、2023（令和5）年2月28日から施行する。ただし、第6条第1項第5号の規定は2021（令和3）年3月2日から適用する。